メントへの回答には、

生鮮食品も対象と

の定

義がより明確にされていると言えます。 なる記載もあるなど、「健康食品」



えるのですが、実際の内容は「全部改定」 いと思います。 け見ると"いわゆる"が外れただけに見 です。主な変更点についてまとめてみた 増進法上の留意事項について」(以下 上の留意事項について」(以下「旧」)が、 食品に関する景品表示法及び健康増進法 |健康食品に関する景品表示法及び健康 新」)へ改定されました。タイトルだ 2016年6月30日、いわゆる健

# 対象となる食品の定義

助食品、サプリメントなど)全般を指す されている食品(栄養補助食品、健康補 た「いわゆる健康食品」が対象。(※健 旧:健康食品※から保健機能食品を除い 康保持増進効果、 機能等を表示して販売

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項に

が公表されました

新:健康保持増進効果等を表示して販売

ラ

されている食品 象に追加されました。またパブリックコ について、問題となる表示事例も含め対 用食品、機能性表示食品、栄養機能食品 健機能食品。 新」では、保健機能食品(特定保健 (「健康食品」)と、

> 象となる の定義 健 康 保 持 増

> > 進

効 果

みでも確認できる留意事項は、主に(1)ア ます。③の例としては「ヘルシー」「体 〜エと、<a>(2)</a>エの5項目でしょう。<a>(2)</a>のア せん。計13項目ありますが、食品表示の 回答に言及されています。 にやさしい」が、パブリックコメントの ~ウは、規格書などの確認が必要となり ここは、新旧で大きな変わりはありま

### 「健康の保持増進の効果」

ア疾病の治療又は予防を目的とする効果 (例:医薬品の表示)

イ身体の組織機能の一般的増強、増進を

ウ特定の保健の用途に適する旨の効果 主たる目的とする効果(例:医薬品の (例:特定保健用食品、 機能性表示食品

(2)「内閣府令で定める事項」

工栄養成分の効果(例:栄養機能食品の

の表示)

ア含有する食品又は成分の量(例:大豆 イ 特定の食品又は成分を含有する旨 (例 プロポリス含有、〇〇抽出エキス使用) ○○gを含む、カルシウム○○mg配合)

エ人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼう ウ熱量(例:カロリー〇%オフ、エネル ギー0kcal)

新大阪ローズビル 4F TEL: 06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/ support@label-bank.co.jp

発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8

新しく追加されています。 た、インターネット上の口コミサイトや 関する表示だけでなく、強調表示全般の の項目が追加されていることからも、こ されています。新しく「不実証広告規制」 ブログ、アフィリエイトなどの用語も、 確認業務においても非常に重要です。ま 表示」であると言えるでしょう。健康に こでの主な留意事項は①のア「優良誤認 「新」では、以下のような構造に整理

準移行作業のパッケージデザイン点検

容は大きく変わっていますので、新基 イトルは少し変わっただけですが、内 項目)が列挙されています。文書のタ 食品」についても問題となる表示例(7

のときの参考資料として改めて確認さ

れるとよいと思います。

景品表示法上の不当表示 ア優良誤認表示

(1)

)健康増進法上の虚偽誇大表示 ア 事実に相違する表示 ウ「著しく」 イ 人を誤認させる表示

(2)

有利誤認表示

第91号

(3)ア 名称又はキャッチフレーズにより表示 るもの えます)

オ医療・薬事・栄養等、国民の健康の増 進に関連する事務を所掌する行政機関 を表示するもの より、効果等に関して認められている旨 (外国政府機関を含む) や研究機関等に

効果が得られます、皮膚にうるおいを与 に保つことに資する効果 (例:美肌・美白 を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やか

「健康保持増進効果等」 的に表現するもの を暗示的又は間接

イ 含有成分の表示及び説明により表示す

工新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の ウ起源、由来等の説明により表示するもの を引用又は掲載することにより表示する 談話やアンケート結果、学説、体験談など

禁止される表示

康増進法上の留意事項について 参照:健康食品に関する景品表示法及び健

on/fair\_labeling/pdf/160630premiums\_8.pdf http://www.caa.go.jp/policies/policy/representati

on/fair\_labeling/pdf/160630premiums\_7.pdf http://www.caa.go.jp/policies/policy/representati の概要及び御意見に対する考え方 法上の留意事項について」に対する御意見 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進

## 問題となる表示例について

が具体的に記載されています。今回の 栄養機能食品についても、それぞれ問 と思います。 改正では、もっとも印象的な変更点か 題となる表示例(3食品で計10項目) 特定保健用食品、 機能性表示食品

うに表示すること) とにより、効果が継続的にあるかのよ 性脂肪の上昇を抑える」と表示するこ 脂肪の上昇を抑える」の許可表示に対 し、「食後」という文言を省略し「中 例:特定保健用食品 (「食後の中性

るかのように表示すること) ることにより、商品自体に機能性があ かかわらず、届出表示の一部を省略す 能があるとの根拠を有していないにも 例:機能性表示食品(商品自体に

成分以外の成分の機能を表示すること) 例:栄養機能食品(国が定める栄養

もちろん「保健機能食品以外の健康

### 食品表示実務者のための情報サイト「食品表示ブログ」のお知らせ

食品表示 Blog いつもラベルバンク新聞を読んでくださいまして、ありがとうございます。昨年末より当コラムの内容を、 ブログに読みやすくまとめておりますので、こちらにあらためてご案内いたします。 サイトについて http://www.label-bank.co.jp/blog/

2015年10月、ラベレビンクのコラムサイトゲリニ ユーアルル、より読みやすくなりました! 登品巻 示に関わる人たちのヒントになれれば幸いです。 今後ともどうそよろしくお願いしたします。 輸入食品の「グルテンフリー」表示について 2016年6月23日、消費管庁より「東島原元の漢正化工能けた動物について」が発表されました。定例 2016年6月23日、消費管庁より「東島原元の漢正化工能けた動物について」がありましたので、今回の 2017年7日で、大学の漢目のなかだ、「グルデンフリー」がありましたので、今回の コラムでとり扱うでルようと思い・・フジ章を終りま 運営会社 Label bank 16年07月04日 | アレルギー 食品表示 to use the "Notification Database for the 輸入食品の「グルテンフリー」表示について



当社ホームページ、または下記 URL からご確認いただけます。

食品表示ブログ





英語版も毎月少しずつアップしています。

海外との取引の際、日本の食品表示について知っていただくとスムーズに進むことも多いですので、ぜひ一度で覧ください。





また、「このようなテーマについてまとめてほしい」(がんばって書きます)など、コラムに対するご要望などございましたら、 右記までお寄せください。 ⇒ support@label-bank.co.jp

いつもラベルバンク新聞をお読みくださいまして、ありがとうございます。

食品表示ブログとあわせて、今後とも温かい目で見守ってくださいますと幸いです。(川合)

### 今月の「お気に入り」言葉

「夏座敷と鰈は縁側がよい」(ことわざ)

